

10. 水質検査の精度と信頼性の保証について

厚生労働省が提示している水質基準に係る水質検査方法は、原則として基準値の 1/10 の濃度の定量が可能で、定量下限値付近の測定における変動係数 (CV) が無機物では 10 パーセント以下、有機物では 20 パーセント以下を確保できるとされています。

守谷市の水質検査を行っている茨城県企業局水質管理センターでは、水質検査の結果の精度と信頼性を保証するために、内部精度管理の実施や外部精度管理への参画に取り組んでいます。

○茨城県企業局水質管理センターにおける水質検査の精度と信頼性保証

(1) 測定精度

原則として基準値等の 1/10 の濃度の定量が可能で、定量下限値付近の測定における変動係数 (CV) が無機物は 10 パーセント以下、有機物では 20 パーセント以下を確保した水質検査を行っています。

(2) 信頼性

測定者間における測定方法の統一化を図るために、検査項目毎に作業手順書を作成し、信頼性を確保しています。さらに、毎年国及び県で実施している精度管理 (外部精度管理) に参画し、測定精度の評価を受けるなど、信頼性の保証に努めています。

また、信頼性の保証システムとして (社) 日本水道協会が作成した「水道GLP」の認証を取得しており、客観的に信頼性が保証されています。

※水道GLP: 検査の技術力を評価する「ISO17025」と品質管理の「ISO9001」の概念をベースにして、水道分野に特化させた規格